

事故報告・検証制度等TFの開催について

第63回IPネットワーク設備委員会
(令和3年3月5日)資料63-3(抄)

- 「電気通信事故検証会議」において、同会議の設置以降5年間における平成時代の総括とともに、令和時代における新たな動向を踏まえ、今後の電気通信事故の報告及び検証の在り方について検討。
- ニュー・ノーマルに対応したデジタル強靱化社会には、より安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークの確保が必要不可欠。電気通信事故の報告及び原因究明等の検証等を通じたPDCAによるリスクマネジメント等、マルチステークホルダー連携によるガバナンスの在り方に関する議論を深める必要性を提言。

自然災害を起因とする 障害や事故に関する 報告等の在り方

- 豪雨、台風、地震等による大規模な自然災害が頻発化等。「令和元年房総半島台風（台風15号）」等、甚大被害をもたらす災害が毎年発生。
- 自然災害による事故は、出水期に係る第2四半期及び第3四半期に例年共通して多くが報告。また、年々、件数自体も増加傾向。
- 激甚化等する自然災害により、通信障害も広域化・長期間化。被災地の通信環境の確保は、被災地における生活改善や復旧活動等に益々重要。
- 自然災害による事故等の報告及びその分析・検証等の在り方について、より有効・迅速な復旧等の対策を総合的に推進する観点で検討が必要。

サイバーセキュリティ対策における 情報共有体制等と連携した 事故報告等の在り方

- 令和元年度より、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」による事故が報告対象。氷山の一角に過ぎないと考えられるが、8件が報告。
- 電気通信分野は、他の重要インフラ分野からの依存度が高まっており、かつ、比較的短時間の障害でもその影響が大きくなる恐れ。
- 来夏に開催予定の東京オリンピックパラリンピック競技大会を控える中、情報共有の質・量の改善等、PDCAの実効性の強化が必要。
- 他の重要インフラ分野を先導する観点から、サイバーセキュリティ対策と連携した情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上について検討が必要。

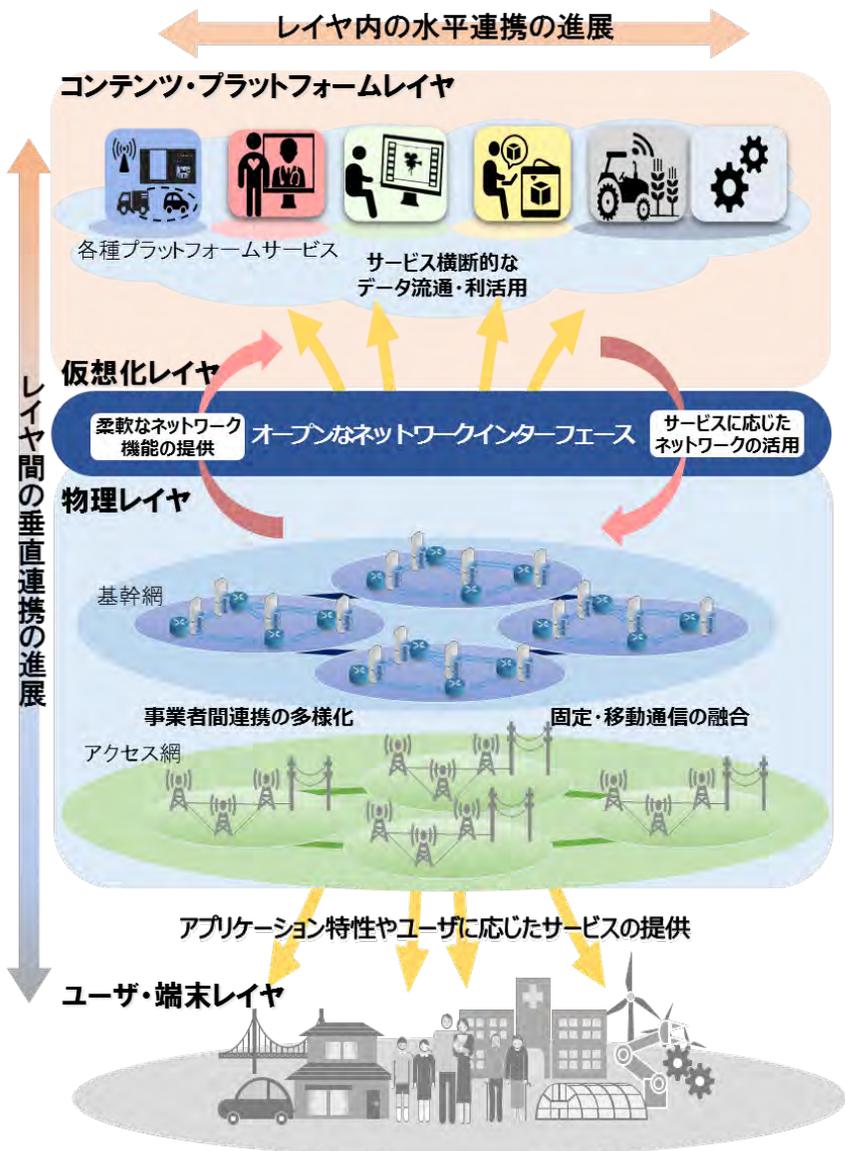
外国法人等に対する法執行の実効性の強化やイノベーションの進展等に 伴う事故報告等の在り方

- グローバル化に伴い、外国法人等が提供する電気通信サービス等の国内における利用の拡大。今後、これらに対する法執行の実効性強化が課題。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、BtoBも含むテレワーク等遠隔・非接触サービスを支える電気通信サービスに求められる役割・期待が一層向上。
- ソフトウェア化や仮想化・クラウド等のイノベーション、海外事業者等も含めたマルチステークホルダー連携による情報通信ネットワークの構築等が進展。
- 事故報告等によるガバナンスにつき環境変化・リスク多様化等に対応した安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークの確保の観点から検討が必要。

1. 開催の背景・目的

- 我が国では、フィジカル空間とサイバー空間が高度に融合・一体化するCPS（Cyber Physical System）により経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society5.0」を目指している。そのような中、with/afterコロナ時代における「新たな日常」に対応した強靱な経済・社会を構築するためには、CPSが益々重要となっている。また、「デジタル社会」の形成に関する検討が急速に進められている。
- 以上を実現するためには、サイバー空間を構成する中核であるとともに、サイバー空間とフィジカル空間とを繋ぐ通信サービスの継続的・安定的かつ確実な提供という価値が一層求められ、その基盤として、安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークを確保することが必要不可欠である。
- この点、情報通信ネットワークを取り巻く環境について、近年、①自然災害やサイバー攻撃等の発生自体が不可避なグローバルリスクの深刻化、②外国企業等による通信事業者やサービスの多様化、③with/afterコロナに伴い益々浸透している遠隔・非接触サービスに不可欠なブロードバンドサービスやインターネット関連サービス等の通信サービスのユニバーサル化、④5G本格展開等による他の重要インフラとの相互依存の深まり等の情報通信ネットワークの産業・社会基盤化、そして、⑤仮想化・ソフトウェア化等による情報通信ネットワークの構築・管理運用の高度化・マルチステークホルダー化等の変化が発生している。
- 新たな環境変化に伴い、通信事故の発生により生命・身体・財産に直接的な影響を与えるリスクも増大するなど、通信分野における安全・信頼性対策が取組むリスクが多様化・複雑化している。これらのリスクに適切に対応するためには、通信事業者による自主的な取組のみならず、関係する他の事業者、個人や法人等の利用者等のマルチステークホルダー連携によるガバナンスを通じて、通信事故の未然防止や被害の拡大防止等に社会全体で取組むことが必要になってきている。
- そこで、国民生活、社会経済活動や危機管理等のために不可欠なインフラとして、安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークが確保されるよう、2020年代半ば頃に向けた、①事故報告・検証制度、②情報通信ネットワーク安全・信頼性基準等の在り方について検討を行うための作業班として、「事故報告・検証制度等タスクフォース」（以下、TF）を開催する。

2. 主な検討事項



①「自然災害」や「サイバー攻撃」等のリスクの深刻化

- 例
- 自然災害を発生要因とする事故の報告・検証
 - サイバーセキュリティ対策と連携した事故報告・検証

②「外国企業等」による通信事業者やサービスの多様化

- 例
- 外国法人等に対する法執行の実効性強化の適用対象となる具体的なサービスを踏まえた事故報告等

③「インターネット関連サービス」や「ブロードバンドサービス」等の電気通信サービスの「ユニバーサル化」

- 例
- 「インターネット関連サービス」等に関する報告基準
 - データ伝送（ベストエフォートサービス）の品質低下に関する報告基準

④情報通信ネットワークの「産業・社会基盤化」

- 例
- 行政・医療等重要インフラ向けサービスに関する報告基準
 - テレワーク・遠隔学習等向けサービスに関する報告基準

⑤情報通信ネットワークの構築・管理運用の「高度化・マルチステークホルダー化」

- 例
- 事故や被害の原因究明調査等によるサプライチェーン対策
 - SNSによる障害の早期認知や共有等利用者によるガバナンス

- 検討事項の性質等に鑑み、学識経験者、消費者関係団体、関係事業者団体等のマルチステークホルダーからの参加を得ることとし、以下の通りの構成とする。
- 関係事業者及び関係府省等については、オブザーバ参加とする。

構成員

※ 氏名は五十音順。
 ※ 今後の議論等に応じて、構成員及びオブザーバについては適宜追加等変更があり得る。

氏名 主要現職(2021年3月1日現在)

石田 幸枝	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事
井ノ口 宗成	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授
内田 真人	早稲田大学 理工学術院 教授
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国共同事業 弁護士
高口 鉄平	静岡大学学術院 情報学領域 准教授
実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授
蔦 大輔	森・濱田松本法律事務所 弁護士
中尾 彰宏	東京大学大学院 情報学環 教授
林 秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
吉岡 克成	横浜国立大学大学院 環境情報研究院/先端科学高等研究院 准教授

【事業者団体】

熊取谷 研司	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 技術部長
深村 有史	一般社団法人 電気通信事業者協会 安全・信頼性協議会 会長
福智 道一	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 理事
向山 友也	一般社団法人 テレコムサービス協会 技術・サービス委員会 副委員長
(調整中)	一般社団法人 ICT-ISAC

オブザーバ

【関係府省等】

- ・内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)
- ・内閣府(防災担当)

【関係事業者等】

- ・電気通信サービス向上推進協議会(事故対応検討WG)
- ・電気通信事業者(指定公共機関等)

事故報告・検証制度等TF 検討スケジュール

